

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力取引監視等委員会委員長

小売電気事業を営もうとする者の登録について (回答)

平成27年9月1日付け20150831資第13号、平成27年11月4日付け20151104資第4号、平成27年11月17日付け20151117資第11号及び平成27年11月30日付け20151130資第2号により、貴職から当委員会に意見を求められた小売電気事業を営もうとする者について審査を行ったところ、別添の小売電気事業を営もうとする者については、いずれも「電気事業法第2条の2及び第27条の15の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準」(平成27年8月3日付け20150728資第1号)1.(2)に該当する事実は認められませんでした。

ただし、貴職におかれましては、別添の小売電気事業を営もうとする者の登録に当たっては、以下の条件を付すようお願いいたします。また、以下の1.の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

1. 申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。
2. 平成28年4月1日より前に、小売供給を受けようとする者と小売供給に

関する契約の締結をしようとするときは、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）第1条の規定による改正後の電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第2条の13の規定の例により、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件の説明等を行うこと。また、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者がある場合にあっては、当該者に、法第2条の13の規定の例により、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件の説明等を行わせること。

さらに、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給を受けようとする者からの苦情及び問合せについては、平成28年4月1日より前においても、適切かつ迅速にこれを処理すること。

3. 当該登録に付された条件の適正な実施を確保するために必要な限度において、報告又は資料の提出を求められた場合には、平成28年4月1日より前においても、遅滞なく対応すること。

(別添)

(小売電気事業を営もうとする者)

- ・株式会社いちたかガスワン
- ・大阪いずみ市民生活協同組合
- ・株式会社ジェイコム足立
- ・株式会社ジェイコムイースト
- ・株式会社ジェイコム市川
- ・株式会社ジェイコムウエスト
- ・株式会社ジェイコム大田
- ・株式会社ジェイコム小田原
- ・株式会社ジェイコム川口戸田
- ・株式会社ジェイコム北関東
- ・株式会社ジェイコムさいたま
- ・株式会社ジェイコム札幌
- ・株式会社ジェイコム湘南
- ・株式会社ジェイコム多摩
- ・株式会社ジェイコム千葉
- ・株式会社ジェイコム千葉セントラル
- ・株式会社ジェイコム東葛葛飾
- ・株式会社ジェイコム東京
- ・株式会社ジェイコム東京北
- ・株式会社ジェイコム中野
- ・株式会社ジェイコム八王子
- ・株式会社ジェイコム日野
- ・株式会社ジェイコム船橋習志野
- ・株式会社ジェイコム港新宿
- ・株式会社ジェイコム南横浜
- ・株式会社ジェイコム武蔵野三鷹
- ・株式会社中海テレビ放送
- ・土浦ケーブルテレビ株式会社
- ・パシフィックパワー株式会社
- ・株式会社リミックスポイント

(五十音順)